

会計年度任用職員の募集について（令和7年度）

東山梨行政事務組合では、会計年度任用職員（令和7年4月1日～）として働きたい方を募集します。

【募集職種】 東山聖苑会計年度任用職員（事務職） 1名

【申込開始】 令和7年1月27日（月）～

※採用状況により順次締め切ります。

【応募資格】

- 1 年齢・性別不問、日本国籍を有する者。
- 2 地方公務員法第16条に掲げる次の事項に該当する人は応募できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・東山梨行政事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【会計年度任用職員勤務条件等】

◇勤務時間

基本は、8：30～17：15（休憩12：00～13：00）の間です。

就業場所により、始業時間や終業時間、休憩時間が異なります。

◇給与・報酬

職種や業務、勤務時間によって異なります。

※事務職員（週35時間勤務）の場合（R6年度実績）

月額165,741～（そのほか、手当を関係条例に基づき支給します）

◇期末・勤勉手当

一定の条件を満たす場合は支給対象となります。

◇交通費

一般職に準じ支給されます。

◇社会保険

以下の要件を満たす場合に、厚生年金保険及び共済（短期）が適用されます。

ただし、フルタイム会計年度任用職員は、2年目（12か月超）以降は、共済（長期）に加入します。

(1) 次に掲げる要件を満たす勤務形態で勤務する者

- ①所定労働時間が週29時間を超えること。
- ②任用期間が2ヶ月を超えること。

(2) 上記(1)の要件に該当しない者のうち、次に掲げる要件を満たす勤務形態で勤務する者

- ① 所定労働時間が週20時間以上であること。
- ② 給与・報酬の月額が8万8千円以上であること。
- ③ 雇用が2カ月以上になる可能性があること。
- ④ 学生でないこと。

◇雇用保険（失業保険）

所定労働時間が週20時間以上、任用期間が31日以上、かつ、学生でない場合に加入（通信、夜学、定時制除く）

フルタイム会計年度任用職員で、退職手当の支給対象となる場合は、雇用保険非加入。

◇災害補償

所属や任用形態により、地方公務員災害補償法、労働者災害補償法のいずれかが適用されます。

◇有給休暇

年次有給休暇と特別休暇（有給と無給）が付与されます。

◇服務規程

一般職地方公務員とされるため服務規程が適用されます。

【採用方法】

選考・面接 書類選考を行い、必要に応じ面接を行います。

面接日時等の連絡は担当課から行います。

【提出書類】

「会計年度任用職員申込書」

※東山梨行政事務組合ホームページからダウンロードできます。

【提出の方法】 郵送又は持参（午前8時30分から午後5時00分まで）

【提出先】 〒404-0037

甲州市塩山西広門田385

東山梨行政事務組合 総務課

電話 0553-32-5021

【問い合わせ】

・申請等に関する事 ⇒ 総務課 0553-32-5021

・業務内容に関する事 ⇒ 東山聖苑 0553-20-8130